

オーラルフレイル対策について

1. 概要

令和3年9月より前期高齢者の入口である65歳の市民を対象として、地域の歯科医院においてオーラルフレイルチェック事業を開始。令和5年度には75歳の市民を対象を拡大。

オーラルフレイルを早期に発見し口腔機能の回復を図ることで、フレイルを予防し、かかりつけ歯科医での定期健診へつなげている。また、チェックの結果、口腔機能低下症（重度のオーラルフレイル）の可能性のある方には、事後指導を実施するとともに、介護予防の取り組みが必要な場合は、あんしんすこやかセンターと連携し適切なサービスへつないでいる。

2. 令和5年度の取り組み

(1) オーラルフレイルチェックの実績（令和3年度～5年度）

① 令和5年度オーラルフレイルチェック事業 実施結果

65歳 利用者数 2,437人

75歳 利用者数 2,928人

オーラルフレイルチェックの実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳	利用率	12.0%	15.2% (※1)	14.2% (※1)
	利用者数 (人)	2,083	2,638	2,437
	対象者数 (人)	17,353	17,301	17,106
75歳	利用率	8.3%	10.1% (※2)	12.4% (※1)
	利用者数 (人)	1,073	1,777	2,928
	対象者数 (人)	12,927	17,548	23,608

※1：再勧奨はがきの発送

※2：勧奨封筒の工夫

② 判定結果

65歳	令和3年度	令和4年度	令和5年度
問題なし	437人(21.0%)	607人(23.0%)	706人(29.0%)
オーラルフレイルに該当	1,646人(79.0%)	2,031人(77.0%)	1,731人(71.0%)
口腔機能低下症※ の可能性あり	261人 (全体の12.5%)	353人 (全体の13.4%)	273人 (全体の11.2%)
計	2,083人	2,638人	2,437人

※重度のオーラルフレイル

75歳	令和5年度
問題なし	695人(23.7%)
オーラルフレイルに該当	2,233人(76.3%)
口腔機能低下症※ の可能性あり	604人 (全体の20.6%)
計	2,928人

※重度のオーラルフレイル

③ 判定結果にもとづく指導内容(重複あり)

65歳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	75歳	令和5年度
口腔機能トレーニングの 勸奨	1,505人(72.3%)	1,998人(75.7%)	1,656人(68.0%)	口腔機能トレーニングの 勸奨	1,689人(57.7%)
治療・精密検査の勸奨	768人(36.9%)	922人(35.0%)	923人(37.9%)	治療・精密検査の勸奨	1,132人(38.7%)
あんしんすこやかセン ターの利用を勸奨	50人(2.4%)	56人(2.1%)	72人(3.0%)	あんしんすこやかセン ターの利用を勸奨	107人(3.7%)

(2) ハイリスク者に対する事後指導(モデル事業)

令和4年度後半及び令和5年度前半に65歳オーラルフレイルチェックを受けた結果、口腔機能低下症(重度のオーラルフレイル)の可能性がある方など290名を対象に、市内2カ所において、ハイリスク者対策健口トレーニングモデル事業を実施した。

- ① 東部：中央区役所：令和6年3月13日(水)23名(定員30名)
- ② 西部：西区役所：令和6年3月14日(木)19名(定員30名)

※事業評価は未実施

内 容	担当者
受付、問診表記入	神戸市
教室の内容について説明	神戸市
口腔内診査	歯科医師(※1)・歯科衛生士
口腔機能チェック(舌圧測定、滑舌、咀嚼機能、嚥下機能)	歯科衛生士(※2)
集団指導：検査結果の見方の説明と口腔機能トレーニングを実施	歯科衛生士(※2)
オーラルフレイル予防のための食べ方とレシピ	管理栄養士(※3)

※1：神戸市歯科医師会 ※2：兵庫県歯科衛生士会 ※3：兵庫県栄養士会

(3) オーラルフレイルチェック利用率の向上に向けた取り組み

① 広報啓発

令和5年11月に国民健康保険医療費のお知らせ通知はがきにオーラルフレイル啓発記事を掲載(158,734通発送)

② 再勧奨はがきの送付

令和6年1月に再勧奨はがきを送付して利用率の増加を図った(65歳0.9倍、75歳1.2倍)。



(4) 歯科衛生士対象の研修

口腔機能トレーニングの標準化を図るために、特に指定医療機関に勤務する歯科衛生士を対象とした研修が重要である。市歯科医師会ではオーラルフレイルの指導者（主に歯科衛生士）を対象とした研修動画を作成し、会員への周知を開始した。

3. 課題

(1) オーラルフレイルの周知

昨年度、再勧奨ハガキ送付時に行ったアンケート結果では、半数以上（55%、297名中162名）が、「知らない」「聞いたことはあるが内容はわからない」と回答しており、更なる周知が必要である。

(2) オーラルフレイルチェック後の出口対策

① 歯科専門職の資質の向上

オーラルフレイルチェックを受けた約7割の人が、オーラルフレイルに該当しており、これらの方は継続して地域の歯科医院において口腔機能の改善指導や歯科治療を行っていくことが望ましく、歯科医師・歯科衛生士の資質の向上をより一層図る必要がある。

② ハイリスク者に対する事後指導

オーラルフレイルチェックを受けた約1割の人が、口腔機能低下症の可能性があり、これらの方へのフォローが重要であるが、その仕組みがまだ十分でない。

4. 令和6年度の取り組み

(1) オーラルフレイルの周知

具体的な取り組み

- ① 「スマートこうべ」を活用した広報（継続）
- ② 歯科医院および薬局にオーラルフレイルのポスターを掲示（新規）
- ③ 市のホームページを活用したフレイル全体での広報（継続）

(2) オーラルフレイルチェック後の出口対策

① 歯科専門職の資質向上

歯科医師会と協力し、研修動画を活用し指定医療機関の歯科医師・歯科衛生士のスキルアップを図る。また、歯科衛生士会や常盤大学と連携した歯科衛生士のリカレント教育を行う。

そのうえで地域の歯科医院において、対象者に動画や冊子を活用して、口腔機能の改善指導を行うとともに必要に応じて歯科治療を行う。

② ハイリスク者に対する事後指導

口腔機能低下症の疑いと判定された方については、歯科医師会・歯科衛生士会・常盤大学と連携して、5年度に実施した「ハイリスク者対策健口トレーニングモデル事業」を拡大実施する（定員100名程度）とともに、効果検証も行っていく。

口腔機能低下症の疑いと判定され、また、全身の介護予防の取り組みも必要な場合は、フレイル改善通所サービスを案内してフレイル改善につなげていく。